（自動車の型式の指定に係る手数料の減額）

第三条　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一　別表第一第一号上欄に掲げる自動車審査試験項目　令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）を有する自動車の型式について指定を申請する場合には、十八万八千円

二　別表第一第二号から第百七十二号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ　（略）

ロ　三万二千円に当該指定特定共通構造部（法第七十五条の二第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十六万七千円に当該指定特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び三万二千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額

（特定共通構造部の型式の指定に係る手数料の減額）

第四条　令第三条第二項の表備考第二号の規定により減額することができる額は、指定特定装置を取り付けた特定共通構造部の型式について指定を申請する場合には、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額とする。

一　（略）

二　三万二千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額

（特定改造等の許可に係る手数料の減額）

第五条　（略）

２　令第三条第二項の表備考第三号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する場合　特定改造等自動車審査試験項目のうち申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なものの特定改造等自動車審査試験項目別費用額の合計額から三万二千円を減じた額

二　前項第二号又は第三号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ　（略）

ロ　三万二千円に申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた指定特定共通構造部（法第七十五条の二第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十六万七千円に当該指定特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び三万二千円に申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額

（自動車の型式の指定に係る手数料の減額）

第三条　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一　別表第一第一号上欄に掲げる自動車審査試験項目　令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）を有する自動車の型式について指定を申請する場合には、三万三千円

二　別表第一第二号から第百三十五号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ　（略）

ロ　一万四千円に当該指定特定共通構造部（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第七十五条の二第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十一万千円に当該指定特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び一万四千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額

（特定共通構造部の型式の指定に係る手数料の減額）

第四条　令第三条第二項の表備考第二号の規定により減額することができる額は、指定特定装置を取り付けた特定共通構造部の型式について指定を申請する場合には、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額とする。

一　（略）

二　一万四千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額

（特定改造等の許可に係る手数料の減額）

第五条　（略）

２　令第三条第二項の表備考第三号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する場合　特定改造等自動車審査試験項目のうち申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なものの特定改造等自動車審査試験項目別費用額の合計額から一万四千円を減じた額

二　前項第二号又は第三号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ　（略）

ロ　一万四千円に申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた指定特定共通構造部（法第七十五条の二第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十一万千円に当該指定特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び一万四千円に申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額